

# 総合科学技術・イノベーション会議

## 第11回 世界と伍する研究大学専門調査会

1. 日時 令和3年12月10日（金） 11：00～12：18
2. 場所 オンライン開催  
セットアップ：中央合同庁舎第8号館6階623会議室
3. 出席者 (世界と伍する研究大学専門調査会 委員)  
上山隆大会長、橋本和仁委員、篠原弘道委員、安宅和人委員、  
遠藤典子委員、金丸恭文委員、川合眞紀委員、白石隆委員、  
菅裕明委員、林いづみ委員、村山齊委員  
(文部科学省)  
柳孝文部科学審議官、千原由幸科学技術・学術政策局長、池田  
貴城研究振興局長、増子宏高等教育局長、坂本修一大臣官房審  
議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）、堀野昌三高等  
教育局国立大学法人支援課長、馬場大輔研究振興局基礎研究振  
興課基礎研究推進室長  
  
(内閣府)  
松尾泰樹事務局長、米田建三統括官、井上諭一事務局長補／審  
議官、合田哲雄審議官、渡邊倫子参事官（大学改革・ファンド  
担当）、生田知子参事官（大学改革・ファンド担当）、當間重  
光参事官（大学改革・ファンド担当）、北野允大学改革・ファ  
ンド担当室企画官、板垣雅政策企画調査官
4. 議題 (1) 世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ  
骨子（案）  
(2) 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のため  
の検討会議の報告  
(3) その他

**【配布資料一覧】**

- 資料1 世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ骨子（案）
- 資料2 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議の検討状況について

## 開 会

### 【上山会長】

それでは、定刻となりましたので、世界と伍する研究大学専門調査会の第11回を開催をいたします。

本日は、お忙しい中御出席を下さいましてありがとうございます。

では、早速本日の議題に入ります。

本日は、世界と伍する研究大学の在り方の最終まとめ骨子（案）の資料を内閣府から説明していただき、続けて文科省で行われる世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議の報告をお願いをしたいと思います。その後、委員の皆様には議論をお願いできればと考えております。

まずは資料1、世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ骨子（案）について、内閣府から説明をお願いします。

### 【渡邊参事官】

失礼いたします。

資料1、世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ骨子（案）でございます。

1ページめくっていただきまして1から9ページは、前回第10回でお示しした資料に委員の皆様から御意見をいただいたものを反映させていただいたものとなります。重複となりますので御説明は簡単にさせていただきますが、まずゼロということで「大学ファンド創設の背景」を、1ページ及び2ページで前回確認をさせていただきました。

3ページ目でございます。世界と伍する研究大学として目指すべき姿ということで、こちらに掲げております三つを確認させていただきまして、右側のこの下の図にございますとおり、目指すべき大学像としてまずResearch universityの機能強化、それから優秀なPh.D.の輩出、それからJunior facultyの育成、こういったものがあいまって学問領域の創出・育成ということを通して次代の社会構造を変革していく、そういった大学を選んでいくんだということでございました。

4ページ目でございますが、こういった次代の社会構造への変革につながる研究上のポテンシャルをどういうふうに見ていくのかということで、大学からのビジョンや戦略を通して、具体的にはここに挙がっているような九つの評価の視点ということで見ていくという話がござい

ました。

それから6ページ目でございます。「大学ファンドの役割」としまして、大学ファンドは大学の持続的成長ということが大きな目的になってございます。この図にございますとおり、大学の核となるこの図の真ん中の下でございしますが、大学固有の知的アセット、具体的には若い知性や新規のアイデア、質の高いデータといったこういったものに、正にどういった投資を行っていただけるかということでございますが、具体的には右側にございます市場や企業、個人との対話を通して新たな資金を大学に呼び込んでいき、この真ん中の上でございますが、「新しい資金の流れ」ということで、こういった資金を、この真ん中の下にある大学固有の知的アセットに投資を行い、そしてこれがまた新たな知的アセットを生むといった、こういった好循環を通して大学が社会に新たな価値を提供していく、社会構造の変革を促していくといった、そういった好循環を目指していくということでございます。また、こういった好循環を支えるものとして左側にございますが、ガバニングボード、法人の長、プロボストといった役割が重要であるという御議論だったかと思えます。

それから7ページ目でございますが、「大学ファンドの役割」としまして、この図にございますとおり世界と伍する研究大学、いわゆる研究におけるトップの大学への支援だけではなくて、優秀な博士課程学生の支援というのをそれ以外の大学に対してもしっかりと行うということ、それからあわせて、こういったトップ層を支えるような地域中核・特色ある研究大学をまとめた総合振興パッケージというものを作っていくというお話をさせていただきました。

ということで、これまで前回のこういった御議論を踏まえて10ページ目でございますけれども、文章にしたものが最終まとめ骨子（案）ということでございます。項目としてはこちらにございますとおり1番、「なぜ大学ファンドが必要か」、それを「世界と伍する研究大学への支援」、「博士課程人材への支援」、それから「我が国全体の研究大学への支援」ということで項目立てをしております。それから2番が「大学ファンドを前提とした世界と伍する研究大学の目指す姿」、3番がそれを実現するために必要な施策、これを大学・政府に求められることということで分けて整理をし、4番に総合振興パッケージについて触れるという形の骨子案でございます。

11ページ目でございますけれども、まず1番の「なぜ大学ファンドが必要か」というでございます。「(1)世界と伍する研究大学への支援」についてでございますが、これまで競争的資金と基盤的経費とのデュアルサポートシステムで、適正な競争的環境の醸成というのが目指されてまいりまして、あわせて2004年には国立大学が法人化をされた。しかしながら、二つ

目の丸でございますが、大学が国の機関であったときの発想を大きく変えるということにつながらなかったということで、国は知識基盤社会における大学の価値創造力に大きな期待をしているということにもかかわらず、縦割りのファンディングといったことを通して、かえって優秀な研究者の時間の劣化を招くという結果になったという課題がございます。

三つ目の丸でございますが、他方、世界のトップレベルの大学はその間、外部資金を自ら獲得し大学独自基金を造成して財政的自律を進める中で、飛躍的に研究力を拡大させていったということでございます。

一番下の丸でございますけれども、こういったトップレベル大学を横目で見ながら、大学自らが時代に即し未来を生み出すイニシアチブを、ダイナミックかつ迅速に取るために社会変革を駆動するような大学の成長モデルというのを新たに開発し、大幅に機能を拡張していく必要があるということでございます。こういったことを後押しするために10兆円規模の大学ファンドというのが創設され、世界と伍する研究大学の事業規模の拡大と大学固有の基金の成長を図ることとしたということでございます。

12ページ目でございますけれども、「(2)の博士課程人材への支援」ということでございます。一つ目の丸にございますとおり、博士課程へ進学することがリスクと受け止められている中で、こういった傾向が続くと国全体としての研究力や国際競争力が低下していくことが懸念されると。このため、二つ目の丸にございますとおり、世界と伍する研究大学への支援と併せて優秀な博士課程人材に対してしっかりと支援を行う必要があるということを書かせていただいております。

(3)は「我が国全体の大学への支援」ということでございまして、2行目にございますとおり、大学ファンドによるトップレベルの研究大学への支援策のみならず、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学の機能強化、こういったことを総合振興パッケージとして同時に講じて、我が国全体の研究力を向上させる全体像を描くことが必要であるということを書かせていただいております。

13ページ目でございます。「2. 大学ファンドを前提とした世界と伍する研究大学の目指す姿」、先ほど図でも確認させていただきましたが、三つ、世界と伍する研究大学の目指すべき姿ということで整理を前回もいたしました。

一つ目が研究大学としての機能強化、それから分野横断的なカリキュラムデザインに基づく博士課程教育において優秀な博士人材を育成するということ、それから若手研究者が独立した環境で存分に研究できる環境を通して新しい学問領域を創出・育成していくと、こういったこ

とを続けることで、世界から目に見えるフラッグが立っている大学となる必要があると  
いうのが1点目。

それから二つ目が、国内外の若者や若手研究者がここで自立して研究したいと強く思う、ダイ  
バーシティとインクルージョンが担保された魅力的な研究環境、こういったことを提供し、  
言わば我が国の大学全体としての研究力向上を牽引する大学となること。

それから三つ目が、起業家の輩出や産業界でも幅広く活躍する博士人材の育成といったこと、  
それから新たな成長分野の形成、もしくはグローバル課題解決への貢献といったことを通して、  
次代の社会構造への転換に向けた大胆なビジョンを描ける、そういった大学ということでござ  
います。

先ほども御説明したとおり、こちらのこのビジョンや戦略を研究上のポテンシャルを見ると  
いう形を示されているということが、この世界と伍する研究大学として必要なのではないかと  
いうことで、この下の点線でくくっておりますけれども、9点ございます。

これも前回の資料で確認させていただいておりますが、1点目がトップ研究者や国内外の優  
秀な博士課程学生の獲得。

2点目が、分野を横断したカリキュラム・デザインに基づく博士課程プログラムの構築。

3点目が、世界トップクラスの研究者・学生が糾合する研究領域の創出・育成。

4点目が、新しい価値を生み出す研究分野間の対話や結合を可能とする卓越しかつ多様な学  
問分野の展開。

5点目が、若手研究者が独立して活躍できる場の提供、それから前回の御指摘をいただいて  
少し前向きに書きましたが、モチベーションを喚起するアウトカムベースの業績評価の取組方  
法といったこと。

6点目は、研究支援者の積極登用、研究時間の確保に向けた研究環境の整備。

7点目が、事務職員の採用や意識・資質の向上。

8点目が、研究インテグリティの確保。

9点目が、戦略重点分野やエマージングテクノロジーへの取組、それから萌芽的挑戦といっ  
た、こういったものへのビジョンということが重要であるということでございます。

それから14ページ目でございますが、「(2) 知の価値づけと研究基盤への投資の好循環サ  
イクル」ということで、先ほど図でも御説明をさせていただきました。大学の固有の知的アセ  
ットを適切に価値化していくと、そしてその資金を新たな学問分野や若手研究者にしっかりと  
投資することで好循環を生み出すと。

それを実現するには、2点目でございますが、年3%の事業規模の成長といったこと、それから大学独自の基金の拡充ということを実際に行うということ、それからそういった若手や新たな分野への投資が実際に行われるようなガバナンスということが求められるということでございます。

3点目でございますが、具体的なガバナンスの内容として、世界と伍する研究大学には内外の叡智を結集してビジョンを明確化、可視化していく、こういったことができる者が参画したガバニングボードというのを意思決定機関として置くこと。このガバニングボードが3%成長の最終責任者であって中長期の成長戦略にコミットするという観点で、合議体が意思決定の機関となることが求められるということでございます。それからあわせてこういった合議体とともに、この下の点線で囲っておりますような機能を持つ法人の長、それからプロボスト、CFOといった者を配置するということが必要であるということでございます。

15ページ目でございます。「世界と伍する研究大学を実現するために必要な施策」ということを、まず「大学に求められること」ということで整理をいたしました。

「①知的アセットを創出する環境の構築」ということで1点目、世界の研究者マーケットからの優秀な研究者獲得に向けて、高額給与の提示を可能とする人事給与制度、それから柔軟な雇用制度、それから研究補助者の充実といった、研究者が研究に専念できる環境の整備をしつかり大学にさせていただく必要があるということ。

それから2点目が、優秀な博士課程学生を一人の研究者として世界標準に合わせた処遇を行うとともに、基本的な専門知識や先端課題認識力、それから問題解決力、分析力の強い表現力、プロジェクトマネジメント力といったものを伸ばすための、分野を横断したカリキュラムデザインに基づく博士課程プログラムを開発してもらうということが重要であるということでございます。

それから3点目は、優秀な若手研究者に対する研究室立ち上げに向けた支援、積極的なテニユアの付与といったインセンティブ設計。

それから4点目が、自大学からのインブリーディングの抑制を始めとした多様性・流動性の確保。

それから5点目が、モチベーションを喚起するアウトカムベースの業績評価。

それからURAや技術職員といった圧倒的に不足する専門職員の確保、それから大学経営人材としての外部人材の登用といったことでございます。

それから16ページ目でございますけれども、「大学に求められること」ということで、②知

的アセットを価値化していく仕組みということでございますが、先ほども御説明いたしました内外の叡智を結集した合議体によるビジョンや事業・財務戦略の策定、それからその実行をリードする大学の長の選考や解任、執行部の監督といった大学経営に関する重要事項についての意思決定を行うという、この合議体が行うということ。ただ、合議体が、大学における知的アセット創出の源泉である教育研究に過度に関与しない抑制的な仕組みも必要であるということでございます。

それから2番でございますが、合議体の構成員については強い使命感と責任感、それから大学経営に関する能力といったことが求められること。

それから4点目でございますが、合議体及び執行機関は、国を含めたステークホルダーに対して意思決定過程を公開するという、透明性と緊張感を持って職務に取り組むということ。

それから7点目、下から3番目でございますが、外部資金の獲得に向けて産業界との組織対組織連携やファンドレイジングの体制整備、それからスタートアップ創出やエクイティ獲得といった学内の支援体制の構築といったことが必要であるということでございます。

それから17ページ目は、今度は「政府に求められること」ということでございますが、「①規制緩和等の推進」ということで、この後また御説明を文科省の方からさせていただきますが、トップクラスの世界と伍する研究大学に特化した仕組みとして、特定研究大学制度ということを構築することが必要であるということ。

それから対象の大学については、高度な自律性や自主裁量を拡大するという観点で、厳選したアウトカム指標を基調とした目標・計画・評価の仕組みとすることが必要だということ。

それから3点目は、大学の自己資金を充実させるという観点で、寄附控除の繰越しといった税制上のインセンティブを高める仕組みが必要だということ。

4点目が、この点線で囲っておりますが、基金への積立てを可能とする仕組み、それからその一番下でございますが、既存制度上可能な事項を示すホワイトリストの作成と共有、こういったことが政府に求められるということでございます。

それから18ページ目は同じく「政府に求められること」ということで、このファンドの支援の基本的な考え方を、これまで議論いただいたものを整理しております。

一番上でございますが、大学ファンドについては、まず大学における3%程度の事業規模成長ということが求められるということでございますが、この達成に向けた具体的な手法といったことを政府が提示していく必要があるという御指摘を、前回もいただきまして書いてござい

ます。

それからこの点線の中にございますが、大学ファンドからの世界と伍する研究大学を目指す大学への支援校数ということは、無制限に拡大するということがないように管理することが必要といったこと。それから大学の研究環境の体制整備の状況といったことを勘案して、段階的に対象大学を増やしていくということが適当ではないかということ。

それから2点目でございますが、国は細切れではない思い切った支援ということを行うということで、短期的な成果主義ではなくて中長期に後押しをすることが必要であるということ。

それから下から4点目でございますけれども、外部資金の獲得実績などに応じたマッチングによって支援を行うべきであるということ。

それから支援金の使途でございますが、こういったものは柔軟かつ適切に決定されることが必要で、そういった柔軟性については、実務を担当する事務職員が安心して積極的に進められるように、学内においてもホワイトリストの共有を徹底すべきということでございます。

これが今まで御議論いただきました、前回を含めですけれども、中間まとめで御議論いただいたことも含めて一つの骨子案という形で作ったものでございます。

最後に、「終わりに」ということで総合振興パッケージについて若干の記載をさせていただいております。ちょうど真ん中の4点目でございますが、大学ファンドの創設と同時に我が国の大学の多様性ということ、それからそこに集う優秀な研究者、こういった方々が有機的な連携を最大限生かして大学のミッションと機能を発揮できるように、多様な大学の支援の在り方というのを、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」として取りまとめるということでございます。この総合振興パッケージというのは、この下でございますが、ポテンシャルの高い特定分野の研究力強化、それから大学改革と連動させた研究環境改善の推進、地域ニーズを踏まえた質の高い人材育成モデルへの転換支援といったこと、こういったことを図っていくということにしております。

一番下でございますが、我が国全体の研究力を上げるためには、この場で議論いただいた世界と伍する研究大学の在り方の最終まとめと同時に、総合振興パッケージというのを取りまとめるということ。それから今度ファンドによる運用益からの支援が開始されたタイミングも見据えつつ、ファンド対象大学とそれ以外の大学との間の連携やそれから資金配分の在り方について、パッケージをそこから更に今後進化させるということが必要であるということを書かせていただいております。

長くなりましたが、以上でございます。

**【上山会長】**

ありがとうございます。

続きまして、資料2について文科省からの御説明をお願いをいたします。

**【池田局長】**

研究振興局長の池田でございます。

それでは、資料2に基づいて御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、文部科学省では、このCSTIの「世界と伍する研究大学専門調査会」の中間取りまとめにおきまして、実際の制度改正等の在り方については関係府省庁で検討を行い、特定研究大学制度を含む制度改正事項について必要な検討を行うとされたことを踏まえ、この検討会議を設置いたしまして、これまで4回にわたり、特定研究大学に求められるガバナンス等について議論をしております。この検討会議の構成員には、この専門調査会からも上山委員、金丸委員、篠原委員、橋本委員にも御参画いただくとともに、法制度に関するワーキングチームも設置しております。本日の専門調査会での御議論も踏まえ、12月24日に第5回を開催予定としておりまして、ここで最終取りまとめを行う予定でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。専門調査会の中間取りまとめ、3ページの中ほどにある既存の国立大学法人制度、公立大学・公立大学法人制度、学校法人制度の特例として、トップクラスの世界と伍する研究大学に特化した仕組みを構築すること及び、4ページに記載されておりますが、国立大学法人については、高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約についての規制緩和、それから合議体の設置等について議論をまいりました。

5ページは全体のスケジュール感ですが、先ほど申し上げたように、私どもの検討会議から最終取りまとめをCSTIに報告いたしまして、最終的にはこの専門調査会で取りまとめいただけましたならば、本年度中の年明けの通常国会に関連法案を提出するという流れを想定しております。

6ページを御覧ください。特定研究大学制度のこれが全体のイメージでございます。検討会議での議論を踏まえ、この左下の緑のところ、特定研究大学となるためのポテンシャルとして三つの観点を挙げております。一つ目は合議体を始めガバナンス体制、二つ目は3%成長を含めた事業・財務戦略、三つ目は国際的に卓越した研究成果の創出など研究力という3点が考えられます。

また、申請の際には大学に具体的な成長戦略や財務戦略の提出を求めるとともに、ミッションを実現できるガバナンスになっているかどうかもしっかりと評価して選定していくことが想定されます。

選定の際には文部科学省が、上のところで文部科学省、C S T I と書いてありますけれども、内閣府C S T I の意見を聞くなど緊密に連携を取りつつ指定等を行うとともに、支援校数が無制限に拡大することがないよう留意することが重要であると考えております。

また、特定研究大学はJ S Tからの大学ファンドの助成、各種支援・規制緩和の措置が予定されておりますけれども、政府やアドバイザリーボード——これは文科省とC S T Iの下に書いてございますけれども——としても、単に上の立場からモニタリング等を実施するというのではなく、大学からも規制緩和等のニーズや要望事項を出していただいて双方向で対話していくという、こういう場として活用すべきではないかというふうに考えております。

そうしてポテンシャルを持った左下の大学が右上の世界と伍する研究大学になっていくことを期待しているわけですが、人材・知恵はもちろん資金の好循環を促して、その結果、下のところにあります、新たな知・イノベーション創出の中核として育てていただきたい。それとともに、強固な財政基盤や高度なガバナンス体制を有した世界と伍する研究大学を育てていきたいというふうに考えております。そして将来的には、欧米の大学などのように潤沢な大学独自基金も有し、大学ファンドからの移行を見据え、自らの資金で大学独自の基金を戦略的に運用していくと、こういうことが重要であると考えております。

続いて7ページでございますが、先ほどのイメージを三つの観点に整理して文章にしたものでございます。

一つ目は「基本方針の策定」として、特定研究大学制度の意義や目標、推進、指定（取消）や支援に関する基本的な事項をそれぞれ定めると。これもC S T I や関係行政機関と協力して文部科学大臣が策定することを考えています。

「指定・モニタリング・評価」については、ここにあるように、これも基本方針に基づきC S T I の意見を聞いた上で文科大臣が指定するということを考えております。

それから「特別の措置」につきましては、大学ファンドからの支援や独自基金の充実など、大学が経営の自律性を高めるために必要な規制緩和等を考えてございます。

8ページ以降は、ガバナンスや指定、規制緩和等について、これまでの議論を整理したものでございます。

まず9ページにつきましては、経営の意思決定・監督機能の強化のため合議体が置かれ、内

部監査システムの強化や経営と教学の役割分担、経営の執行機能の強化などを図にしたものでございます。

10ページでございます。個々の項目について少し御説明しますと、まず合議体についてでございますが、これは特定研究大学の自律的経営を実現するため、経営力や国際力、教育研究力等の総合力を向上させることが必要であり、そのためには学長1人の指導力のみならず、経営や国際、教育研究の専門性を持つ者を集めて経営方針を充実させていくことなどが重要であると指摘しています。

また、合議体は相当程度は学外の人材として、構成員はその権限に応じた責任を有することとしてはどうかという御意見や、合議体は大学経営に関する重要事項を決定することになるが、日々の具体の業務への過度な介入などマイクロマネジメントを行うべきではないとか、特に教員や研究者の教育研究上の自由は尊重される必要があり、例えば個々の研究内容や講義のシラバスの内容など教学事項については、介入すべきではないといった整理をしています。

11ページ目は「大学の長」でございますが、大学の長は経営の責任を有する者、大学の長と、教学に責任を負うプロボストが役割分担をすることを基本とし、これに事業財務担当役員（CFO）と緊密に連携しつつ、大学経営の自律性を高めるための様々な取組を実行することとしています。また、大学の長は合議体が選考することとしておりますが、下に注釈が書いてありますように、国公立大学のそれぞれの制度の趣旨や特性を踏まえて、具体的な選考方法については引き続き検討してまいりたいと考えております。

12ページ、プロボストとCFOでございますが、内容はここに記載のとおりでございます。監事についても記載のとおりでございます。

「その他の重要事項」として、これらの機関や役職者が実際の大学現場において有効に機能するためには、優秀な研究支援人材や事務職員の確保・支援・育成、あるいは合議体の構成員となり得る候補者を育てていくということも重要であるとしています。

14ページを御覧ください。国立大学のガバナンスイメージでございますが、基本的な構造としては、大学の長を合議体の構成員が選考し、それに基づいて文部科学大臣が任命することになります。合議体は中長期戦略や財務戦略といった重要事項の意思決定を担う一方、大学の長は法人を代表し、業務の執行責任者としてプロボストやCFOと連携し、教学面や財務面の執行に取り組むこととしています。

それから15ページを御覧ください。国立大学の場合の合議体に係る論点として4点まとめてございます。

一つは合議体の構成員の人数や求められる要件についてでございます。いろいろな意見が出ておりますけれども、おおむね10人前後のイメージではないかとか、あるいは余り多過ぎると責任の所在が分からなくなってしまうということとともに、先ほど申し上げたように、いかにこの構成員になっていただく方、候補者を増やしていくかという、その重要性についても御意見をいただいております。

二つ目の論点は、任命や選考についてでございます。大学が選考を行い文部科学大臣が任命するという形式は維持しつつ、国立大学の場合、株式会社と違って株主総会のような機関がありませんので、合議体の構成員が自らの後任を選ぶのか、あるいは別の組織で選考を行うなど、何らかの方法が必要だという御意見がございます。

次のページ、16ページでございますが、三つ目の論点は合議体の構成員の任期・改選方法でございますが、長過ぎるのは問題という御意見があったほか、事業の継続性の観点から、一度に全員が改選するのではなく一部ずつ改選をするという御提案もございました。

四つ目の論点は合議体で議論されるべき事項でございますが、経営に関する重要事項や方針の決定は合議体が担うべきという御意見や、合議体は学長と敵対するのではなくて共に歩んでいく立場であるとか、あるいはマイクロマネジメントについて関与すべきではないが、経営戦略や資源の配分等を通じて、学部・研究科のポートフォリオが変わることも想定されるといった御意見もございました。こうした点について更に議論を深めて具体的に整理してまいりたいと思います。

18ページを御覧いただきたいと思います。指定・支援・モニタリング・評価につきましては、C S T Iなどと連携・協力し、文部科学大臣が基本方針を策定し、この基本方針に基づいてC S T Iの意見を聞いた上で大学を指定して、ファンドからの支援を行うと、これが基本的なスキームでございます。その際、アドバイザリーボードの設置など、国の関与の仕組みの構築とともに、コミットメントの達成状況を客観的指標に基づいて行うことを主眼としてはどうかといった御意見もございました。

次の19、20ページは、W P I からの知見でございます。これまでも少しW P I の状況を説明いたしましたが、これは大学の中の一拠点でありまして、今回の特定研究大学の構想とは趣旨が異なるわけでございますし、このファンドでW P I を支援するということでもありませんけれども、特定研究大学の制度設計に際してW P I で培った知見も役に立つのではないかという趣旨で、ここに挙げさせていただきます。説明は省略させていただきます。

最後に、規制緩和でございますが、これは大学の経営の自律性を高めていくために必要な措

置という観点から検討を行っておりまして、25ページ以降で具体的に載っております。

現在検討している事項の一部について事例を御紹介いたしますと、例えば、現在の会計基準上では、期中の時点で将来の支出に備えて戦略的に資金を積み立てることを前提としている仕組みにはなっていないので、ここをもう少し工夫ができないかというようなことを検討しています。

それから、26ページでございますが、長期借入や債券の発行要件の緩和についてでございます。東大は昨年、独自の大規模な債券発行の資金調達を行いましたけれども、これまでは、国立大学法人での債券発行は、附属病院など収入を償還財源に充てられる土地の取得等に対象が限定されていましたが、昨年の規制緩和によって、教育研究のための土地の取得等を目的とした債券発行が可能となりまして、最初の例が東大でございます。

更なる規制緩和として、現在は土地や施設設備を対象としているわけでございますけれども、それ以外の対象も認めることは検討できないかということも、これは大学のニーズもお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

28ページでございますけれども、国立大学法人の所有資産の活用についてでございます。これは、現在は通常業務に支障のない範囲で法人は貸付けを行うことが可能となっているわけでございますが、手続きが文部科学大臣の認可ということになってはおりますけれども、これを届出制にすることなどによって、より柔軟にできるようにということも検討しております。

最後、29ページでございます。大学研究力強化委員会について御紹介しておきます。

これは、先ほど、渡邊参事官の説明でも出てまいりました。地域の中核となる大学への総合支援パッケージについてお話がありましたが、私どもとしては、今まで説明してまいりました世界と伍する研究大学のみならず、ここに続く多様な研究大学群の形成が非常に重要だと考えておりますので、大学の強みや特色を伸ばす方策であるとか、先ほどのパッケージなどの支援策、こうしたことも含めて、幅広い観点から議論を行うために、科学技術・学術審議会の下にこの強化委員会を設置いたしましたので、このファンドの在り方と並行してこちらの議論も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 【上山会長】

ありがとうございました。

ほぼこの専門調査会の最終取りまとめに近づいておりますので、今回は丁寧に説明をいただきました。

それでは、二つ、内閣府からと文科省から提出をしました資料につきまして、委員の皆様方からの御意見、御質問等があればいただきたいと考えております。どなたでも結構ですから、どうぞお手をお挙げください。じゃ、最初にお手が挙げたのは安宅さんですね。安宅委員、どうぞよろしく。

#### 【安宅委員】

ありがとうございます。

まず、C S T I 側の話については、大変気合の入った共有ありがとうございました。ガバナンスだけじゃなくて、ジュニアファカルティやP h . D . 育成、また、新たなリサーチ・ユニバーシティ制に向けた包括的なパッケージの話、ダイバーシティ、インクルージョンというのがばしっと入ったのは本当に素晴らしいと思いました。

それで、ちょっと幾つかそこについてですけれども、四つ思ったことあります。

一つ目は、中長期にアシストというのがどこかで出てきたと思うんですが、これ、もう長期視点にした方がいいんじゃないですかねと思ったのが1個ですね。こういうものは、中期、経営的な中期というのは五、六年みたいなのが普通の会社の感覚ですけれども、大学のようなものが5年ぐらいで変わるとは僕にはやっぱり思えなくて、基本は最低十年。多分数十年規模の変革という類いだと思うんで、長期若しくはもう未来というのが基本じゃないかなと思いました。これは1点目です。

二つ目は、国内外の才能に目を向けるという話の、それ系のフレーバーがちょっと入っていましたけれども、本当に世界のセンターを作るってことなんで、世界の伍する研究大学というのは、そういう意思の部分若干強めにしてもいいんじゃないかなと思ったのは2点目です。

つい最近、実はインド大使を囲む会みたいなやつに行ったことがあるんですけども、そこで、大使じゃなくて別の人から聞いたんですが、実はインドから中国に毎年1万人ぐらい留学しているらしいんですけども、その方々、MD－P h . D . を取りに行っている人が多くて、大多数で、ほぼ全てガバメントファンデッドというか、要は中国からのファンディングで出ているそうです。何か僕はずっとインドと中国ってけんかしているのかと思っていたんで、非常に驚いたんですけども、ある種のソフトデモクラシーらしくて、将来的にこの両国をブリッジしてくれるという強い思いのために中国はファンディングをしているそうです。みたいな話があって、例えばI I Tの卒業生だけ年間1万1,000人とかいるんですけども、そのうちの1,000人でもうちの国に留学してくれるとかというのはあつたりしたら、極めて未来につ

ながると思いますし、別にインドに限ったことじゃないんですけども、要は世界中の、特にAPACエリアにおいては、やっぱり日本というのはもう卓越したリソースがたまっている数少ない国であることは事実であって、どんどん才能が集まるような視点というのが強めにあってもいいかなと思ったのが2点目です。

三つ目は、これはたまに、たまにというかよく、国立大学の先生から聞くぼやきとして、自分の研究に関連する会社とかを作るのが非常に困難であるという話をよく聞きます、日本国で。この話はもう解決しているのかもしれない。これは川合先生や菅先生からちょっとお聞きした方がいいと思うんですけども、その問題があるせいで優秀な研究者の方が集まらないということがやっぱり本当にあるのであれば、その視点はちょっとあってもいいかなと思ったというのが三つ目ですね。フレーバーとして入れておいた方が良くなるような気がしているというのはあるんです。ちょっとこれまでの会でどこか言っておけばよかったんですけども。

最後はPh.D.の話ですけども、これはhDの育成プログラム、僕は日本はやっぱり弱いなとすごく思っていて、日本とアメリカの大学院、両方行った者としてですね。しっかりとしたコースワークを余りやらない傾向がありますし、TAを課して教育者として育てるところも余りしっかりしていない。TAというのは雑務ではなく、本当のティーチング・アシスタントですね。これが余りないとか、オーラルやリテラシーコミュニケーションの訓練というのは基本的にはもうラボ任せになっちゃっていて、先生がよければ訓練受けますし、受けられなかったら、もう自分で頑張るしかないとなっていて、もうちょっと体系的に訓練するんだというようなことを、これは東大、京大も含めて、ちょっと強化していった方がいいんじゃないかなというようなふうに思っていて、この辺はちょっとフレーバーとしてあってもいいかなと思いました。

文科省側のことについては、本当にしっかり考えられて、これはこれでいいなと思います。

僕は、これについては1点のみあって、6ページ目に特定研究大学制度（仮称）に関する全体像というところがあって、この絵がおかしいというよりも、この時計台のある、要は東大、京大に象徴される時計台が一番右で、時計台じゃない大学の絵にした方がいいと思います。右上のやつですね、何か全然違うイメージの何かにしといた方が。これは時計台がある大学というのがちょっと、僕のイメージはもうこの2校のイメージなっちゃうんで、これで正しいのかという。もうちょっと自由度のある感じにしたらどうかなと思いました。。

以上です。

【上山会長】

ありがとうございます。

いろいろな文言については、渡邊参事官いいですよ。

【渡邊参事官】

はい。いずれも大変重要な御指摘をいただきましたので、最終まとめに向けて検討して、入れていきたいと思えます。ありがとうございます。

【上山会長】

もうずっとこれまでも何度も出てきた話もありますし、フレーバーをもう少し加えるということは、多分、事務局は考えてくれると思えます。

絵については、大学というところの絵しか多分出てこないんですよ。それを使っているだけだと思えますので。

【安宅委員】

分かります。

【上山会長】

ありがとうございます。

では、次は村山委員ですかね。

【村山委員】

はい。全体としてすごくよくなってきたと思っているんですけども、前回、川合先生がたしかおっしゃったことで、大学の任務というのはやっぱり学部教育から当たるミッションがあるものですから、その視点が完全に抜けてしまうと、それはやっぱりまずい。何か研究大学が学部生もうまく取り込んで、学部生も一部研究に参加したりしながら教育の質を上げるという観点もどこかに入れておくべきじゃないかと思えました。

【上山会長】

それだけでよろしいですか。

**【村山委員】**

取りあえず、はい。

**【上山会長】**

はい、ありがとうございます。

今の話もいいよね。では、渡邊参事官、どうぞ。

**【渡邊参事官】**

はい、承知いたしました。ちょっと以前御指摘いただいて入れていたんですが、十分ではなかったかと思えますので、また考えていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

**【上山会長】**

ほかにいかがでしょうか。貴重な機会ですので。

今、金丸委員、手挙がりしましたかね。金丸委員、どうぞ。

**【金丸委員】**

ありがとうございます。

余り皆さん御発言がないようなので、あえて発言したいんですが、今回の取りまとめで、大学ファンドの必要性について再度きっちり説明してくださって、しかも、目指すべき大学像も具体的なイメージを更に理解が深まるようにしてくださったということで、これは分かりやすくなったと思います。取りまとめ、本当にありがとうございます。

あと、大学に求められることというのが出てきているんですけども、最後に政府に求められることの中に規制緩和があるんですが、特に気になった点について質問させてください。

17ページの規制緩和等の推進の中の上から3ポチ目で、「寄付金獲得増に向けた寄附控除の繰越などの税制上のインセンティブを高める仕組みの導入」って書いてあるんですが、これは、私が座長を務めているさっきの資料2には、見落としたのか、出ていなかったんですが、そうすると、これはC S T Iとか文科省だけでできる話ではないので、この見込みについてどう考えていらっしゃるのか。あるいは、今後どうされるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

それから、この実現については、C S T I が中心となってやってくださるのかどうかというのを確認させていただけますでしょうか。

【上山会長】

実現というのは、寄附税制の話の実現ですか。

【金丸委員】

そうです。

【上山会長】

では、合田さん。

【合田審議官】

審議官の合田でございます。

今、金丸委員からお話をいただいた件でございますが、全く御指摘のとおりでございます、個人寄附につきまして、控除方式については所得控除と税額控除の選択制ということで、上限適用額も大きな遜色が他国に比べてあるわけではないんですが、唯一、今お話をいただきましたように、アメリカやカナダでは5年の繰越控除が認められているということでございますが、日本はこれが認められていないということでございます。

これについては、まだ主税局の方に要望したことはございませんので、今回のこういう御提起を踏まえて、今後、どの省庁がどのような形で要望していくのかというのは決めていきたいと思っておりますが、主税局相手でございますので、文部科学省だけではなくて、内閣府、それから関連省庁も含めて大きなアライアンスを組んで、しっかりと要望してまいりたいと思っております。是非御支援を頂ければと存じております。

以上でございます。

【金丸委員】

はい、是非、世界に伍する寄附税制に変えていただきたいと思っております。強い要望として申し上げます。

## 【上山会長】

ありがとうございます。

それでは、次は林委員ですね。

## 【林委員】

ありがとうございます。

ただ今の寄附金控除については、私も何回目かの会議のときをお願いしたところでありまして、是非とも今回の取り組みで大学がファンドを自律的に作っていく上でも、財務省にも御協力いただきたいと思いますと思っています。

3点申し上げたいと思います。

まず1点目は、目指すべき大学像を踏まえた九つの評価視点を資料1の4ページや13ページにおいて整理していただきました。これまで私も含めて意見を申し上げた点を盛り込んでいただきまして、ありがとうございます。特に、このダッシュマークのところに掲げているそれぞれの点について具体化を期待しております。また、名称についても、特定研究大学以外の、より差別化した名称について、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

2点目ですが、資料1の17ページの「規制緩和などの推進」について、点線枠の最後に記載されております「既存制度上、可能な事項を示すホワイトリストの作成と共有」、この点の具体的なイメージは前回の会議で私申し上げさせていただいたので、是非分かりやすいリストを提供していただきたいと思います。

3点目ですが、文科省の方の資料2の15ページの論点②の、「合議体の構成員の任命・選考について」というところです。ここでは、「文科大臣の任命」とするか、ということが、論点として挙がっているんですが、今日御紹介いただいた、例えば資料1の6ページの図の左側の上の点線で囲まれた部分の記載では、3%成長や戦略について最終責任を負うガバニングボード、また、3%成長や戦略の執行責任を負う法人の長、プロボスト、CFOなどが、役割分担した新たな存在として実現することが期待されております。そして、「中間取りまとめ」について、この資料1で該当する14ページにおけるガバニングボードや法人の長に期待されている機能というのものも、同じく3%成長や戦略についての責任であると思います。そうしますと、こういうガバニングボードとか学長の任命についても、このような機能を発揮できる、発揮するという目的を実現するために、任命をどのように行うべきかという観点で考えるのがよいのではないかと思います。明治以来、独法についても継承されている現在の大臣任命のやり方を、

この際、この特例については変えてみてはどうかと。資料2の方の、先ほどの15ページの論点②のところでも、意見として、会議での意見の最後のポチに書かれているように、「合議体が自律的に経営責任を持って運営していく」ということを我々期待しているわけですから、その大学の自律的な経営責任に資するように、合議体が責任を持って任命する方がよろしいのではないかと私は考えております。

また、公立大学についてなんですが、規制緩和は全国一律になされることが重要で、地方自治体の上乗せ規制をするべきではないと考えております。公立大学について、このファンドの取組というものが都道府県ごとの独自性に委ねるべき、地方自治の本旨に則りといわれる自治体ごとの独自性に委ねるべき性質の事柄なのかというと、私は疑問であります。したがって、任命についても自治体ごとに丸投げするのではなくて、大学の自律的な経営責任に資するように、合議体が責任を持って任命する方がよいのではないかと考えます。

以上です。

#### 【上山会長】

ありがとうございます。

今の御提案、特に重要なのは任命の問題ですが、文科行政とも相当密接に関連するので、今のところ、文科省側からは何か答えがありますか。

#### 【増子局長】

高等教育局局長です。

まず、ホワイトリストの話ありましたけれども、今でもQAの形で、できること、できないことというのは、かなり明文化してありますので、これを徹底したいと思います。

あと、任命の話というのは結構重要で、この特定研究大学法人を国立大学法人という枠組みの中で考えたら、なぜこの特定研究大学法人のみ文科大臣の任命から外すというのは、かなり難しい議論、法制的、難しい議論があると思っております。あと、やはり任命責任という観点から、文科大臣がある程度の一定の関与というのは重要だと思っていますので、これ、まだ法制的、どうできるかということも含めて、ちょっと考えたいと思いますが、かなり難しいと思っています。

以上です。

【上山会長】

堀野課長。

【堀野課長】

国立大学法人支援課課長の堀野です。

任命を大臣がするかどうかというのは、法人法上の意思決定権を持つ人を、現在は意思決定権を持っている学長を大臣任命しているということと等の関係で、新制度において合議体が意思決定権を持つなら、その構成員を大臣任命するという関係かなとは思いますが。

ただ一方で、それはあくまで、どういう人を任命するかという選考については大学の中で選考していただいて、今でも文科大臣の学長任命というのは大学の学長選考会議の選考結果に基づいて、その人を任命するというので、文科大臣の自由裁量権がほとんどないというような形で、大学の中で選考したものを尊重して、そのまま任命していると。

そういう意味では、合議体についても、大臣任命であったとしても、そこは同じかと思っております。大学の中で自主的に選んだ人たちを形としては文科大臣が任命するという関係。そういう意味では、学内の自主的な選考というのが重要視されるという形になるかと思っております。

【林委員】

ありがとうございます。

ただ今の局長と課長からのお答えというのは理解するところなんですけれども、今回は、これまでできなかったことをやろうという特例の試みであるということ、それから、実質的な任命責任に見合うような関与をするのであれば、実質的な審査をするというのが本来であると思うんですが、それをしてしまうと、大学の自治との問題もあるので、現在では、今御説明いただいたような仕組みでなされているのだと思います。

であれば、やはり実を取って、目的的に考えて効果が上がるよう、自律的な経営ということをしていただく上で資するような方法を、この特例についてはやってみるということも選択肢としてはあるのではないかと考えております。

以上です。

【上山会長】

今の話は、ずっと実はそういう議論もこれまでもあることはあるんですが、この件に関して現状で、この制度に関して直ちにそれができるのかなということは、検討しても、現状難しいかなとは判断はしておりますが、将来的に、この特定研究大学制度というのが定着をし、大学の構造が大きく変わり、それによって非常に大きなそういった変更の効果が生まれてくるということを見極めるといふこともあるのかなと個人的には思います。

でも、今の御意見はちゃんと拝聴し、こちらの方でテイクノートしておきたいと考えます。次は川合委員ですかね。川合委員。

### 【川合委員】

大変よくまとまってきていて、改めて読んで、結構いい議論を我々もしてきたなというふうに思っております。

先ほど、学部の教育については村山さんの方から御指摘いただいたので、やはり大学のファーストミッションの教育というところで、学部教育をおろそかにしてはいけないので、そこは是非書き込んでいただければと思います。

それから、総合振興パッケージを見やすくしていただいたのは非常によかったと思います。国全体の大学力を上げていく施策であるというイメージが持てたことはとてもよかったと思っています。

合議体の在り方については、やはり日本のこういうアドバイザリーカウンシルじゃなくて、多分評価・監督みたいなイメージで作るものは常にネガティブポイントを刺激しがちなんですけども、やっぱり一緒に、共に作っていただくという、本当のアドバイス機能を主眼としたものに育てていかなければいけないので、その開始のときの置き方がとても重要だなというふうに思っております。諸外国の先生方から最初にイグザンプルをお話いただいたときに、いい例を大分聞いたような気がしますので、始めだけでも、経験のある海外の先生方もしくはアドバイザーの方たちにちょっと加わっていただいて、刺激いただくなんていうのもやるべきではないかなと少し思いました。

それから、最後の点です。これは大学から少し離れるんですけども、安宅さんが前回御指摘されたと思うんですけども、情報研のことを見ている、大学共同利用研や附置研の中で共同利用に付しているような研究所というのは、大学の研究力や教育力を上げる上で、実は非常に大事なベースの一端を担っております。今回、始めるときに大学以外を交ぜるとややこしくなるというのは重々理解しているんですけども、その先のところでそこも範疇に入れて手を

入れていこうという何かサインがちょっと出ていると、より全体像が見えるかなという印象を少し持ちました。実は前回、安宅さんから指摘されるまでは、私自身が共同利用研の今責任者なんで、ちょっと自ら言いにくくて悶々としていたんですけども、最終的な行き着く先では考えてみるべきコンポーネントだと思いますので、少し何かサインを入れていただけるといいかなというふうに思います。

以上です。

#### 【上山会長】

ありがとうございます。

そういう議論も今までありましたし、サイン入れるということに関しては、ちょっと事務局の方は多分考えてくれると思います。

アドバイザリーボードは、今でも海外の人はかなり各大学に入っておりますけれども、それを更に拡大していくということなんだろうなと思います。

池田振興局長がお手挙がりしましたか。

#### 【池田局長】

川合先生や、前回の安宅先生からの、大学共同利用機関などの支援充実ということについては、この最終取りまとめに入れる入れないとは別に、私ども、しっかりと支援をして機能強化を図っていきたいというふうに考えています。私どもは、この10月から、大学や大学共同利用機関を戦略的に研究力を強化するというので、研究振興局内の担当もかなり強化しておりますし、いろいろなところで、分野ごとのプロジェクトだけでなく、いろいろな面での大学共同利用機関の支援ということも今検討していますので、このファンドを機に、中核となるような、先ほどお話をしました大学群もそうですし、大学共同利用機関も含めた研究力強化ということをきちんと考えていきたいというふうに思っております。

#### 【上山会長】

ありがとうございました。

それでは、次は菅委員、どうぞ。

#### 【菅委員】

### 【菅委員】

ありがとうございます。

非常にクリアにまとめていただいて、皆さんがおっしゃるとおり、非常に素晴らしい、最後、こういったドキュメンテーションができています。

1点だけ、短くちょっとお話をしたいんですけども、この3、知的アセットを価値化していく仕組みの構築というところは、今回の世界に伍する大学ファンドの肝の一つだと思います。大学はずっと単年度予算で全てを動かしてきていて、今回、その単年度予算をぶっ壊すというところがもう少しクリアに書いてあってもいいのかなと、ちょっと知的アセットのところ読んで感じました。これは当たり前でしょと思われるかもしれませんが、例えば私の特許報奨金みたいなのが、私のところに支払うの、そのまま大学の研究室で、学生の支援のためにそっちに動かしたりするんですけども、要は自分に入らずにそのまま寄附という形になるんですが、実はそれ、単年度予算で勘定されちゃうんですね。本当は自由なはずなお金なのに、単年度予算で考えられて、これ使い切ってくださいと。あるいは、例えば二分割するんだったら、その計画を立ててやってくださいというふうに言われるんですね。こんな簡単なことも末端ではまだ単年度予算でしか考えていない傾向があるので、やはり少し単年度予算という考え方を外すということは必要だということを書いていた方がいいかなと思いました。

以上です。

### 【上山会長】

今の話はもう、実は会計基準の改定そのものを背後でやっています。ですから、全く単年度というのを超えた形で資金が使えるような、そもそも目的積立金も積み立てていけるような形になると思います。ただ、もうちょっと書いた方がいいということでしたら、事務局の方で少し表現を考えさせていただきます。

橋本先生、どうぞ。

### 【橋本委員】

既に出たことが多いですけども、確認の意味で4点申し上げたいと思います。

1点目は、この10兆円基金は日本全体の大学の研究力を上げるためのものだとすることで、直接的には選ばれた数校の研究大学にお金が行くわけだけでも、日本全体のことを考えてい

るのでということで、総合振興パッケージのことをしっかりと書いていただいたということで、大変よいと思いますが、可能な限り、もっと書くべきだと思っているんです、私はこれ。今これはまだいろんな事情があって書き込めることがすごく限定的になっていますが、ただ、これ、動いていますよね、今ね。だから、最終報告書には書ける範囲内で書くということ。それを前提に、頭からそういうことをやっぱり、今、私が申し上げたように、この10兆円基金の狙いがそういうところにあるんだ、だからということですね。それ、すごく重要だと。多分、この施策がちゃんと受け入れられるかどうかの肝の一つだと思っておりますので、是非それはもう一度強調させていただきたいと。最終報告の書ける段階の、出す段階の書けるまで、最大限書き込むということをお願いしたいと思います。

2点目は、これも幾つか出ているんですけども、アウトカム型の指標にするとか、あるいは、この内閣府の18ページの政府に求められることの中で、大学における3%程度の事業成長の達成に向け、その考えられる手法等を提示していくことも必要と。これ、すごく重要で、3%の事業成長の手法を出すだけではなくて、最初の方にあった、いろいろ教育の問題とか、こういうふうになってほしいということ、いろいろ希望を書いていますけれども、その具体的な事例を募集要項にしっかりと書き込むということと、かつ、審査項目にしっかりと反映させる。これは文科省の方の会議で詰めるのか、でも、こちらでも多分そういうことを書いておく必要があると思うんですね。そうしないと、恐れるのはやはり、単なる補助金に結局なってしまう。それはその気があっても、具体的なものに落とし込むときに、そんなにやはり分からないですよ。だから、これはもう海外事例も含め、あるいは国内の良い事例も含めて、文科省と内閣府で知恵を結集して、具体的な事例を書き込むということが大変重要なかなというふうに思いますので、その辺のことはやはりこの報告書の中にも書き込むべきだなというふうに思います。そうやってメッセージを出すことが重要だと思いますので。これ、2点目です。

3点目は、菅委員の言ったことにも関係するんですが、利益の繰越しの話ですが、先ほど、文科省の御説明で、中長期間を超えたものについても努力をするというような言い方をされたけれども、これ、努力じゃ困って、これは中長期間を超えた利益の自己努力による利益の繰越し、これはもう絶対必須なので。私が今いるところはちょうど中長期間を来年度で終わるんで、その利益の繰越しのことでいろいろ苦勞しているもんですからね。できないんでね。結局一部しか、認めてもらえてもごく一部しかできないというようなこともあって、これは本当にやる気をなくしちゃうんですよね。それから今回の制度は、それができなかつたら、もともとの3%成長なんてできないんで、必ずやるということを確認させていただく必要があるかなとい

うふうに思いました。

最後は非常に細かい点ですけれども、文科省の16ページのところで、多分思いは同じなんだと思うんですけれども、下から三つ目のポチのところで、「大学からのスタートアップ創出や」というところです。「外部資金の獲得向け」、「大学からのスタートアップ創出やエクイティ獲得に向けた」学内支援体制の構築って、これはスタートアップ創出に学内支援体制は掛かっていると思うんですけれども、エクイティ獲得の話は、これは大学がエクイティ獲得できるような仕組みの構築なんだと思うんで、この文章からはそう読めませんので、そこは訂正していただきたいなというふうに思います。

以上です。

#### 【上山会長】

ありがとうございます。

最終的な書きぶりに関して、ほとんど同意です。ですから、今のようなメッセージ性の高いものに最終的にはしていくということで、事務局の方もちゃんと対応してくれると思います。

繰越しは、何度も言いますけれども、かなり進んでいます。多分ほぼできるようになります。私もずっと聞いていますけれども、それは確認できると思いますが。

堀野課長、どうぞ。

#### 【堀野課長】

国立大学についての期をまたぐ、正に第4期に移るところの繰越しにつきましては、財務省と協議をいたしまして、これまでメルクマールというものは、ハード系のものじゃないと繰越しが認められないと見えるようなものだったので、そこにソフトの項目も加えていただいて、かなりこの3期から4期への繰越しは円滑に認められるような土壌ができておりますので、そこら辺も引き続きアナウンスしていきたいと。

#### 【橋本委員】

でも、国研の事例でいいますと、ソフト認められるんですよ。だけどそれが、その半分だったか3分の1だったか忘れちゃったけれども、そういう制限掛かっているんですよ。だから、そういうことも含めて外していただく必要があるということです。

**【上山会長】**

ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方々、お手は挙がっていませんけれども、どなたかいらっしゃいますか。

安宅委員が今挙がったんですかね。安宅委員、どうぞ。

**【安宅委員】**

すみません、1点のみなんですけれども、中長期に向けて各大学が、研究大学がイニシアチブを打たれると思うんですが、そこで過度のトランスペアレンシーに基づく取捨選択みたいなものを、CSTIなのか文科省が行わないということをごどこかに入れておいていただくことが結構大事だと思います。というのは、やっぱり研究というのは物凄く芽が出るのに時間掛かりますし、特にアーリーなことというのはそもそも一気に火が付くわけではなく、そういうものしか世の中を変える、将来的にノーベル賞とかフィールズ賞につながるものにはならないので、変にトランスペアレンシーを上げて、これは全然誰も見ていない、いや、そういうことこそ大事なんですけれどもみたいな話でぐじゃぐじゃやると、研究大学を創るはずの仕組みが研究大学を滅ぼしてしまうんで、その実生というか、ドングリから芽が出たようなやつを殺さないようにするというのを、何かうまく入れていただけるとすてきなと思います。

以上です。

**【上山会長】**

はい、すてきなものにしたいと思います。文言はまたちょっと調整をします。

**【安宅委員】**

ありがとうございます。

**【上山会長】**

事務局の方で引き取ってくれると思います。ほとんど同じようなことを考えます。

ほかにかがですかね。どなたか。

取りあえずとおっしゃった方がさっき最初におられましたけれども。

### 【村山委員】

いや、本当に大分良い方向に行っているんで、そんなに大きなコメントないんですが、さっきの大臣任命は、ちょっとこの間、学術会議のことがあったので、若干心配ではあります。こういうこと言っちゃ怒られるんですけども。

### 【上山会長】

大丈夫だと思います。

いかがでいらっしゃいますかね。大分事務局の方々、本当に頑張ってくださいって、先生方のおっしゃっていることを最大限生かす形で文言に落とし込め、また、その構成あるいは図式化も含めて汗をかいてくださって、これは内閣府並びに文科省側も随分、本当に汗をかいて、眠れない日々をきっと過ごしたんだろうという感じの作品でございまして。

今、手が上がったのは篠原議員ですね。篠原委員、どうぞ。

### 【篠原委員】

今、上山先生がおっしゃったとおり、これまでの議論、決して予定調和ではないような議論を、ここまでしっかり丁寧にまとめていただいたので、本当に事務局の方には感謝申し上げます。

私も、もしここに何か補強するものがあればということでは、先ほどの村山先生や川合先生がおっしゃったような教育といった部分が少し弱いので、もう少し補強していただければと思っています。

ただ、問題はここで書かれていること全てが法律で書くことはできない、法律で縛ることはできないとなったときに怖いのは、大学側にせよ、政府側にせよ、慣例とか通例とかというような言葉が出てきて、結局、やろうとしていることの魂が骨抜きにされることが一番怖いので、法律とは別にこの運用指針、特にみんなが踏み外しそうな運用指針。大学側にせよ、政府側にせよ、いつの間にか政府側もキングファイル1冊分の報告書を出せとかというばかなことを言わないようにするために、踏み外しそうな部分の運用指針というのを、しっかりまとめて示していくことが大事なのではないかと思っています。

いずれにせよ、本当にどうもありがとうございました。 いずれにせよ、本当にどうもありがとうございました。

**【上山会長】**

教育のことは、学部教育も含めて、今日も何度も出ましたので、それは事務局が引き取って表現直してくれると思いますし、運用指針はどこまでできるか分かりませんが、考えさせていたいただきたいと思いますね。恐らくこれが具体的に動くような仕組みの中で提示をし、そして大学側にも理解してもらおうというプロセスの中で作っていくだろうと、今ちょっと思いました。でも、ちょっと考えさせてください。

ほかの方はいかがですかね。

ほぼ皆様方、今の原案のところはほぼ、これまで長い間掛けてやってきた議論を吸収してまとまっているものだというふうに、御理解いただけたというふうに思います。よろしいでしょうか。我々とする、これを最終的なものとして、今後は最終案の中に落とし込めていくって作業に入りますけれども、ほぼ大体この方向で合意できる。一番最初のこの会議体のところで言いましたけれども、ここの委員の先生方の完全なコンセンサスをもって最終案を作りたいと申しあげましたけれども、ほぼそれに近づいているというふうに理解をしてよろしいかと思えます。

では、少し時間が大分余ってしまいましたが、今まで何回も時間をオーバーすることがあったこの会議体でございますので、今日はそれを吸収して、早く終わるということもあってもいいのかもしれない。

それでは、本日また御参集いただきまして本当にありがとうございました。本日の合意した議論を踏まえて、次回に改めて最終まとめに向けた案を提示し、議論いただきたいと考えております。

では、最後に事務局から今後の予定をお願いします。

**【渡邊参事官】**

次回は1月19日水曜日、3時から予定しております。よろしくお願いいたします。

**【上山会長】**

それでは、これにて本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

—了—